

令和7年度前橋市空き家活用リフォーム補助金交付要項

令和7年4月1日から適用

取扱担当課 前橋市役所建築住宅課（8階）	電話 898-6081（直通） 224-1111（内線3830）
-------------------------	-------------------------------------

本補助金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

交付目的	空き家を住居として活用するために必要となる改修工事に補助金を交付することにより、空き家の利活用を促進することを目的とします。
内容	用語の定義 1 空き家 居住していた者がいなくなってから概ね1年以上経過した戸建ての住宅（店舗等併用住宅を含む） ※共同住宅、店舗等については補助の対象となりません。 2 住宅 完全に区画された建物で、「1つ以上の居住室があり、専用の炊事用流し（台所）・トイレ・出入口」の4つの設備要件を満たしている「1つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる」ように建築された建物とします。 交付の対象となる住宅 対象となる住宅は、次のすべてに該当する住宅とします。 1 空き家または、前橋市空き家バンク登録物件から取得した住宅。 ※未登記の空き家は申請できません。 2 昭和56年5月31日以後に建築された住宅。または、耐震診断により耐震基準に適合しているか、耐震改修工事を行う住宅。 補助対象者 補助対象者は、次の1から4のすべてに該当する者としてします。 1 申請及び着工前に前橋市空き家利活用センターに相談を行った者 2 市税の滞納がない者 3 昨年度までに前橋市空き家対策補助を受けていない者 4 次のいずれかに該当する者 ア 空き家を購入または相続等により取得し、自ら居住しようとする個人 イ 空き家を購入または相続等により取得し、親族関係にある者に住居として貸そうとする個人 ウ 空き家を親族関係にある者から借りて、自ら居住しようとする個人 ※共有名義で改修する場合でも申請者は1人としてください。 5 暴力団排除に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。 (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。 (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう以下同じ。）でないこと。 (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者でないこと。 (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者でないこと。 (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する

	などしている者でないこと。 (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者でないこと。 (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者でないこと。 (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者でないこと。
交付の対象となる工事	補助対象となる工事は、次のすべてに該当する工事とします。 1 空き家を住居として活用するために必要となる住宅の改修工事（内装工事、外装工事、台所・風呂・トイレなどの改修工事を含む。） 2 前橋市内の事業者が行う工事 ※前橋市内の住所表記で見積書、領収書を発行できる業者 3 未着工の工事で、令和8年3月13日（金）までに実績報告書の提出ができる工事 4 国または本市等が実施する他の補助金を受けていない工事
交付の対象とならない工事	以下の費用（工事）は対象となりません。 1 空き家及び土地の取得に係る費用 2 残置物処分費 3 下水道接続工事 4 物置、カーポート等の附属の構築物の改修及び設置費用 5 給湯器、エコキュート、照明器具、家電製品、レンジフード（換気扇）、空調機器、コンロ（ガス、IH式）などの設備・製品機器単体の交換・設置 6 他の補助事業に係る工事費用等
交付金額	交付金額は、対象となる工事費用※の3分の1以内で、次の基本額と加算措置の合計額とします。なお、加算措置の上限は50万円とします。 ア 基本額 50万円 イ 加算措置 最大50万円 ① 居住誘導区域加算：居住誘導区域へ居住する場合、30万円 ② 転入加算：市外からの転入者1人につき、10万円 ③ 子育て世帯支援加算：中学校修了前の子がいる世帯の場合、10万円 ※消費税及び地方消費税を除いた費用を対象費用とし、1,000円未満の端数は、切り捨てとします。 ※転入加算に関しては、申請日の6か月前から実績報告書の提出日まで前橋市内に転入した方に限ります。
交付回数	1 補助金の交付は1住宅当たり1回限りとします。 2 申請者1人につき、1棟1回限りとします。
交付条件	1 補助対象者は、前橋市補助金等交付規則（平成10年前橋市規則第34号）、この要項及び補助金交付決定通知書に記載の交付条件を遵守し、事業を行わなければなりません。 2 補助対象者は、補助事業の遂行に関する報告及び実地調査に応じることを求められた場合は、これに応じなければなりません。

交付手続等	事前相談	1 補助対象者は下記により前橋市空き家利活用センターに事前相談を行ってください。 (1) 事前相談期間は令和7年4月3日（木）から同年11月28日（金）までとします。 (2) 相談時に補助金事前相談シートを提出してください。 2 相談後、補助金交付申請書兼誓約書を渡します。
	交付申請の方法	補助対象者（以下「申請者」という。）は、工事開始前に次の書類を提出してください。最終の受付は令和7年11月28日（金）とします。 ※受付期間中であっても令和7年度の予算に達し次第、受付を終了します。 (1) 補助金交付申請書兼誓約書（様式第1号） (2) 住民票の写し（申請者及び居住する者の住所が分かるもの） (3) 工事見積書の写し（工事内容と費用の内訳が分かるもの） ※見積書記載の業者住所が前橋市内であるもの ※国または本市等の他の補助金を申請する場合は、その補助金の対象となる部分が見積書の写し (4) 建物登記全部事項証明書の写し（発行日から直近3か月以内のもの。） ※未登記の建物は、申請できません。 (5) 空き家の取得や親族への賃貸が確認できる書類の写し ※売買契約書、賃貸借契約書、戸籍謄本等 (6) 概ね1年以上空き家であることが確認できる書類の写し（例 電気・水道の停止日が分かるもの、ガス閉栓証明等） (7) 工事場所の写真（施工前） (8) 居住誘導区域確認書（居住誘導区域の住宅を改修する場合） (9) 改修に関する承諾書（補助申請者と住宅の所有者が異なる場合または共有名義の場合）（様式第2号） (10) 建築士等が発行する耐震基準適合証明書等の写し（耐震性があることが確認できるもの） ※昭和56年5月31日以前の空き家で既に耐震性がある場合 (11) その他市長が必要と認める書類

	交付決定	申請書類等の審査及び調査を行い、交付の可否、金額等を決定し、補助金交付決定通知書（様式第3号）を申請者に通知します。 ※補助金額は見積書の金額で決定します。申請後の増額変更はできません。ただし、支払額が見積書の金額より減額になった場合は、補助金額は減額になります。
	変更申請の方法	1 契約の相手方を変更した場合や大幅に工事の内容を変更した場合は、遅滞なく次の書類を提出してください。 (1) 変更承認申請書（様式第4号） (2) 変更後の工事見積書の写し 2 変更承認申請書等の審査及び調査を行い、交付の可否、金額等を決定し変更承認通知書（様式第5号）を申請者に通知します。
実績報告等	実績報告書の提出	1 申請者は、工事完了日または領収書が発行された日から30日以内に次の書類を提出してください。最終の提出期限は令和8年3月13日（金）とします。 (1) 実績報告書（様式第6号） (2) 施工業者が発行する工事領収書の写し ※領収書記載の業者住所が前橋市内であるもの ※金融機関の振込受付書やクレジットカードのレシートなどは不可とします。 (3) 工事完了箇所の写真（施工後） (4) 通帳の表紙裏の写し （金融機関名、支店名、口座番号、カナ氏名が分かる部分） ※通帳が発行されていない場合は、上記内容が分かるものの写し (5) 住民票の写し（居住する者の住所が分かるもの） (6) 貸借契約書の写し（※親族への貸借で、申請時に未提出の場合） (7) 建築士等が発行する耐震基準適合証明書等の写し（耐震性があることが確認できるもの） ※耐震性のない空き家で今回の工事で耐震工事をした場合 (8) 建物登記全部事項証明書の写し（発行日から3か月以内のもの） ※申請時に所有権移転登記が完了していなかった場合のみ 2 上記実績報告書類の審査及び調査を行い、補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第7号）を申請者に通知します。
	補助金の請求	申請者は、補助金額の確定後、補助金交付請求書（様式第8号）で補助金を請求してください。
活動報告	実施内容報告（特定目的支援）	過年度に特定目的支援で補助を受けた者や法人は、申請年度の翌年から5年間、年度末の指定する日までに、活動実施報告書（様式第11号）を提出しなければなりません。ただし、活動状況により市は報告期間を延長することができます。
備考	交付決定の取消し、または補助金の返還	1 次の場合は、補助金の交付決定の全部または一部が取り消されます。 (1) 偽りその他不正な手段により交付決定または交付を受けたとき (2) この要項、交付決定内容及びこれに付した条件に違反したとき (3) 過年度に本市の特定目的支援で補助を受けた者や法人が、正当な理由がなく事業を実施しなかった場合 2 補助金の交付を受けた後、補助金の交付を取り消された場合、取消に係る部分の金額を指定された期日までに返還しなければなりません。

取下げ申請の方法	1 対象事業が中止となった場合や実績報告書の提出ができない場合は、遅滞なく取下げ書（様式第9号）を提出してください。 2 提出後、取下げ通知書（様式第10号）を申請者に通知します。
申請書等の様式	1 補助金交付申請書兼誓約書（様式第1号） 2 承諾書（様式第2号） 3 交付決定通知書（様式第3号） 4 変更承認申請書（様式第4号） 5 変更承認通知書（様式第5号） 6 実績報告書（様式第6号） 7 補助金額確定通知書（様式第7号） 8 補助金交付請求書（様式第8号） 9 取下げ書（様式第9号） 10 取下げ通知書（様式第10号） 11 活動実施報告書（様式第11号）
備考	※補助事業により改修した住宅は、原則として10年間は転売等をしていないこと。 ※補助を受けようとする空き家に住民登録を異動してしまった方は、「理由書」を提出していただきます。 （例：保育園の申込みのため、居住する前に住所を異動した等）